

# 海陽町防災行政無線設備更新整備における防災情報システム及び防災アプリの導入に係るシステムデモンストレーションの実施について

## 1. 目的

海陽町では令和5年度より防災行政無線設備更新（以下、「新システム」という。）の整備を行うこととしています。

新システム整備については、従来から実施している防災行政無線とJ-ALERT やIP告知システムの連動に加え、ホームページやメール、防災アプリ等への情報発信も迅速かつ簡易に実施できるようシステムを導入する予定です。

さらに、災害対策本部において大規模災害発生時に円滑かつ迅速な避難判断や災害対応を行えるよう防災情報システムの構成や構築についても検討を行います。

つきましては、この防災情報システム及び防災アプリの運用状況や機能、操作性等に係る情報収集を行いたく、下記のとおりデモンストレーションを開催しますので、参加を希望される事業者は記載内容をご確認の上、お申込み下さい。

## 2. 内容

デモンストレーションでは、防災情報システムや防災アプリに係る以下の内容についてプレゼンテーションをお願いします。

- (1) 製品の特長
- (2) 運用手順に基づいた製品の説明
- (3) 連携可能なシステム（収集系及び配信系）
- (4) 連携に関する注意点
- (5) 製品の将来性及び拡張性
- (6) 製品価格（パッケージ及びオプション）
- (7) 導入までのシステム開発等の必要期間
- (8) 災害発生時以外の平時利用の有無及び内容
- (9) その他、提案したい事項

## 3. 開催日時

令和4年12月上旬頃を予定

※ 後日、参加者へ日時を連絡します。

#### 4. 開催場所

海陽町役場海南庁舎（海陽町大里字上中須128番地）

#### 5. 申込資格

デモンストレーションに参加可能な事業者は、次に掲げる要件を全て満たしていることが条件となります。

(1) 防災情報システム又は発令判断支援システム又は防災アプリの納入実績があり、現在運用中のものであること。

(2) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア. 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ. 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ. 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ. 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ. 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ. 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(3) 法人格を有すること。但し、法人格の種類は問わない。

#### 6. 申込方法及びお問い合わせ先

メールの件名欄に本案件（海陽町防災情報システム及び防災アプリに係るシステムデモンストレーション参加申込）であることを明記し、連絡先、担当者名等を記載の上、下記アドレスまでお申し込みください。

また、本件における質疑等についても、同様の方法で下記アドレスまでお問い合わせ下さい。

株式会社無線放送設計事務所設計グループ

担当：岡田、池田、川端

〒231-0012 石川県金沢市本江町9番10号

TEL：076-272-8306/FAX：076-272-8307

E-Mail：[info@musenhousou.com](mailto:info@musenhousou.com)

## 7. 申込締切

令和4年11月25日（金）午後5時まで

## 8. 留意事項

- (1) 当日は開始時間10分前までに海陽町役場海南庁舎にお越しください。
- (2) デモンストレーションの日時は、申込締切後、株式会社無線放送設計事務所より各参加者に連絡します。
- (3) デモンストレーションの時間は、1事業者につき30分以内（説明20分、質疑応答10分）でお願いします。
- (4) プレゼンテーションに必要な機材は参加者でご準備をお願いします。但し、プロジェクター及びスクリーンはこちらで準備します。  
また、発表内容のプリントも8部ご持参下さい。
- (5) デモンストレーションの実施にあたって、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、1事業者につき3名まででお願いします。
- (6) 本デモンストレーションは、製品の機能や仕様、運用方法等を把握するために実施するものであり、導入の決定や契約締結等の契約行為を行うまたは保証するものではありません。
- (7) 提出された資料は、導入に係る検討資料として使用する場合があります。
- (8) 提出された資料の返却は行いません。
- (9) 申込多数の場合は、先着順により7社まで参加者を決定します。